
男女共同参画 ふくしまプラン

令和5年度実施状況報告書
令和6年度実施計画書

2024

総務部男女共同参画センター

目 次

1	男女共同参画ふくしまプランの趣旨及び位置づけ	・・・	1
2	令和5年度実施状況報告		
	（1）指標数及び評価	・・・	1
	（2）単年度評価	・・・	1
3	男女共同参画ふくしまプランの体系図	・・・	2
	施策の指標	・・・	3
	事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容	・・・	6

1 男女共同参画ふくしまプランの趣旨及び位置づけ

- ① 「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として、計画期間を5年間として策定したものです。
- ② このプランの進行管理のため、福島市男女共同参画推進条例第9条第3項の規定により、毎年実施計画書及び実施状況報告書を作成して広く市民に公表することとしています。

2 令和5年度実施状況報告

(1) 指標数及び評価（詳細は表1参照）

基本目標	指標数	A評価	B評価	C評価	D評価	評価対象外
I 男女共同参画の意識づくり	8	1	0	0	6	1
II あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	13	4	1	2	3	3
III 女性活躍の推進	12	9	1	0	2	0
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	9	4	0	0	1	4
計	42	18	2	2	12	8

※A評価：達成度100% B評価：80%≦達成度<100% C評価：60%≦達成度<80% D評価：達成度<60%

※男女共同参画意識調査に基づく指標の実績値については、「LINEを活用したアンケート調査」及び「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の結果の値を参考として記載。（対象：10指標）

※隔年で実施される調査の結果に基づいた指標等は、実績値が無い場合評価対象外としている。（対象：8指標）

(2) 単年度評価

①基本目標Ⅰ

- ・家庭生活、職場、学校教育、社会全体において、ほぼ横ばいで推移しています（参考値としての掲載項目）。
- ・人権啓発活動の一環である「あなたからのメッセージ応募作品数」については、前年度と比較して増加しています。
なお、例年ベースにおいては微減となっており、今後も募集時期や方法等について、計画的な対応が必要と考えます。

②基本目標Ⅱ

- ・審議会における女性委員の参画割合は38.3%となりました。
参画率を達成している審議会等の具体的な工夫や未達成の審議会等の有している課題等を全庁的に共有したことが、参画率の向上につながったものと思われます。
- ・女性委員が参画していない審議会等は0となりました。

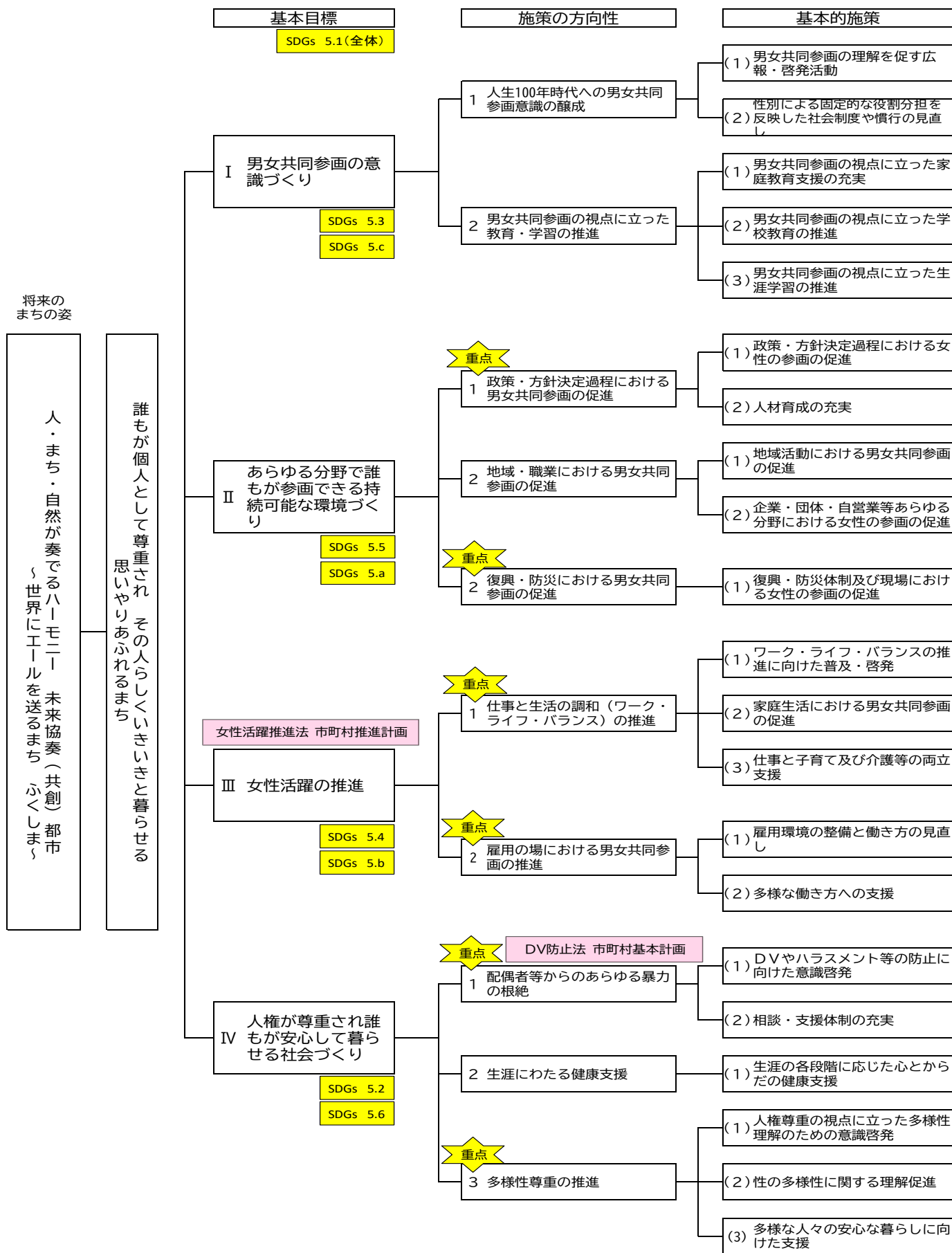
③基本目標Ⅲ

- ・男性の育児休業取得率は、民間企業で4割、福島市役所では7割を超えています。
本市において、子育てフレフレプログラム等の取り組みにより、男性の育児参加が推進されていると考えられます。
- ・保育所入所の待機児童数の0継続、放課後児童クラブの待機児童数も減少していることから、男女共に働く環境は着実に整備されていると考えられます。

④基本目標Ⅳ

- ・DV相談受付件数は356件であり、前年度から274件の減少となりました。
相談件数の減少の要因として、相談窓口が浸透していないことも考えられるため、引き続き、ホームページやイベント等を活用しながら、DV防止に向けた意識啓発や相談窓口の周知を図る必要があると考えます。

3 男女共同参画ふくしまプランの体系図



施策の指標

表1

基本 目標	No.	指標名	基準年度	目標値 (R3)	目標値 (R4)	目標値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標年度	評価 (R5)
			基準値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標値	達成率 (R5)
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	31.0%	33.0%	35.0%	37.0%	39.0%	令和7年度	D
			29.1%	28.2% (※1)	28.3% (※1)	26.0% (※1)			39.0%	0.0%
	2	職場において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	25.7%	27.8%	29.8%	31.9%	34.0%	令和7年度	D
			23.7%	21.4% (※1)	21.7% (※1)	22.3% (※1)			34.0%	0.0%
	3	学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	52.8%	54.8%	56.9%	58.9%	61.0%	令和7年度	D
			50.8%	45.3% (※1)	46.0% (※1)	45.7% (※1)			61.0%	0.0%
	4	社会全体において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	15.6%	17.7%	19.8%	21.9%	24.0%	令和7年度	D
			13.5%	9.3% (※1)	7.8% (※1)	8.1% (※1)			24.0%	0.0%
Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	5	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合（全体）	令和元年度	48.2%	53.9%	59.6%	65.3%	71.0%	令和7年度	D
			42.5%	48.1% (※1)	50.6% (※1)	49.2% (※1)			71.0%	39.2%
	6	男女共同参画について「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	令和元年度	55.0%	57.0%	59.0%	61.0%	63.0%	令和7年度	A
			53.0%	80.3% (※1)	82.6% (※1)	82.2% (※1)			63.0%	100.0%
	7	あなたからのメッセージ応募作品数	令和元年度	608作品	656作品	704作品	752作品	800作品	令和7年度	D
			561作品	1,326作品	457作品	548作品			800作品	0.0%
	8	男女共生セミナーにおいて満足と答えた人の割合	令和元年度	89.6%以上	89.6%以上	89.6%以上	89.6%以上	89.6%以上	令和7年度	(※2)
			89.6%	87.6%	86.1%	—			現状値以上	
	9	審議会における女性委員の参画割合	令和2年度	33.9%	35.4%	36.9%	38.4%	40.0%	令和7年度	A
			32.4%	34.2%	35.1%	38.3%			40.0%	100.0%
	10	女性委員が参画していない審議会等の数	令和2年度	0審議会	0審議会	0審議会	0審議会	0審議会	令和7年度	A
			1審議会	1審議会	1審議会	0審議会			0審議会	100.0%
	11	民間企業における女性管理職の割合	令和元年度	18.0%	18.5%	19.0%	19.5%	20.0%	令和7年度	A
			17.5%	18.9%	19.5%	21.0%			20.0%	100.0%
	12	福島市役所における女性管理職の割合	令和2年度	9.3%	10.0%	10.6%	11.3%	12.0%	令和7年度	C
			8.7%	8.8%	9.1%	10.1%			12.0%	73.7%
	13	市内小・中・特別支援学校（公立・私立）における女性管理職の割合	令和元年度	15.5%	16.6%	17.7%	18.8%	20.0%	令和7年度	D
			14.4%	11.0%	13.2%	13.3%			20.0%	0.0%
	14	町内会長等に占める女性の割合	令和2年度	6.2%	7.1%	8.1%	9.0%	10.0%	令和7年度	D
			5.3%	5.5%	5.5%	6.0%			10.0%	25.0%
	15	PTA会長に占める女性の割合	令和2年度	27.5%	28.1%	28.7%	29.3%	30.0%	令和7年度	A
			26.9%	35.9%	29.9%	32.4%			30.0%	100.0%
	16	農業委員に占める女性の割合（※3）	令和2年度	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	令和7年度	—
			16.7%	16.7%	16.7%	16.7%			40.0%	

※1 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「LINEを活用したアンケート調査」による参考値

※2 R5年度の実績値がないものについては評価対象外

※3 単年度ごとの目標値の設定が困難なものについてはモニタリング指標

※4 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の参考値

施策の指標

表1

基本 目標	No.	指標名	基準年度	目標値 (R3)	目標値 (R4)	目標値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標年度	評価 (R5)
			基準値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標値	達成率 (R5)
Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	17	防災会議における女性委員の割合	令和2年度 5.6%	12.4%	19.3%	26.2%	33.1%	40.0%	令和7年度 40.0%	B 84.0%
	18	消防士に占める女性の割合	令和2年度 2.5%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	5.0%	令和7年度 5.0%	C 73.3%
	19	市議会における女性議員の割合 (※3)	令和2年度 17.1%	モニタリング指標 17.1%	モニタリング指標 17.1%	モニタリング指標 22.9%	モニタリング指標	モニタリング指標	令和7年度 モニタリング指標	—
	20	福島市内における女性個人業主の人数	平成28年度 1,451人	1,451人以上 1,114人	1,451人以上 —	1,451人以上 —	1,451人以上	1,451人以上	令和7年度 現状値以上	(※2)
	21	人材リスト利用件数	令和元年度 2件	5件 0件	9件 0件	12件 0件	16件	20件	令和7年度 20件	D 0.0%
	22	仕事と生活の両立で理想と現実が一致した人の割合	令和元年度 12.3%	14.2%	16.1%	18.1%	20.0%	22.0%	令和7年度 22.0%	A 100.0%
Ⅲ 女性活躍の推進	23	民間企業における年次有給休暇取得率	令和元年度 47.4%	49.9%	52.4%	54.9%	57.4%	60.0%	令和7年度 60.0%	A 100.0%
	24	民間企業における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	令和元年度 10時間16分	10時間16分未満 9時間2分	10時間16分未満 9時間36分	10時間16分未満 9時間49分	10時間16分未満	10時間16分未満	令和7年度 現状値未満	A 100.0%
	25	福島市役所における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	令和元年度 18時間30分	17時間12分 16時間36分	15時間54分 15時間20分	14時間36分 12時間42分	13時間18分	12時間	令和7年度 12時間	A 100.0%
	26	民間企業における女性の育児休業取得率	令和元年度 97.1%	97.6%	98.2%	98.8%	99.4%	100.0%	令和7年度 100.0%	D 41.2%
	27	民間企業における男性の育児休業取得率	令和元年度 7.8%	8.8%	9.8%	10.9%	11.9%	13.0%	令和7年度 13.0%	A 100.0%
	28	福島市役所における男性の育児休業取得率	令和元年度 17.9%	22.3%	26.7%	31.1%	35.5%	40.0%	令和7年度 40.0%	A 100.0%
	29	保育所入所待機児童数	令和2年度 22人	0人 0人	0人 0人	0人 0人	0人	0人	令和7年度 0人	A 100.0%
	30	放課後児童クラブ待機児童数	令和2年度 23人	0人 13人	0人 9人	0人 3人	0人	0人	令和7年度 0人	B 87.0%
	31	育児等による退職者の再雇用制度規定率	令和元年度 25.9%	26.9%	27.9%	28.9%	29.9%	31.0%	令和7年度 31.0%	D 0.0%
	32	介護休業制度の取得者のあった事業所の割合	令和元年度 5.8%	6.6%	7.4%	8.3%	9.1%	10.0%	令和7年度 10.0%	A 100.0%
	33	働く女性応援認証企業数（総数）	令和元年度 37社	49社 60社	62社 72社	74社 90社	87社	100社	令和7年度 100社	A 100.0%

※1 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「LINEを活用したアンケート調査」による参考値

※2 R5年度の実績値がないものについては評価対象外

※3 単年度ごとの目標値の設定が困難なものについてはモニタリング指標

※4 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の参考値

施策の指標

表1

基本 目標	No.	指標名	基準年度	目標値 (R3)	目標値 (R4)	目標値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標年度	評価 (R5)
			基準値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標値	達成率 (R5)
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	34	配偶者等からの暴力被害（DV）を「受けたことがある」「身近で見聞きしたことがある」人の割合	令和元年度	24.1%未満	24.1%未満	24.1%未満	24.1%未満	24.1%未満	令和7年度	A
			24.1%	18.7% (※4)	19.5% (※4)	18.8% (※4)			現状値未満	100.0%
	35	DV相談受付件数（※3）	令和元年度	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	令和7年度	—
			224件	380件	630件	356件			モニタリング指標	
	36	健康だと思う人（男性）の割合	平成28年度	76.1%	77.1%	78.0%	79.0%	80.0%	令和7年度	(※2)
			75.2%	78.3%	—	—			80%以上	
	37	健康だと思う人（女性）の割合	平成28年度	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	令和7年度	(※2)
			79.0%	82.3%	—	—			84%以上	
	38	乳がん検診受診率（40～64歳）	平成28年度	49.3%	50.7%	52.1%	53.5%	55.0%	令和7年度	D
			47.9%	44.3%	49.1%	49.0%			55%以上	
	39	子宮頸がん検診受診率（40～64歳）	平成28年度	46.6%	47.4%	48.3%	49.1%	50.0%	令和7年度	A
			45.8%	44.5%	50.9%	50.5%			50%以上	
	40	自殺者の数（人口10万対）	平成30年度	15.2人	14.2人	13.1人	12.1人	11.1人	令和7年度	(※2)
			16.3人	14.6人	14.4人	—			11.1人	
	41	性的指向への理解（同性を好きになることも性の多様性として認めるべきだと思う人の割合）	令和元年度	66.7%	68.8%	70.8%	72.9%	75.0%	令和7年度	A
			64.7%	82.3% (※1)	85.4% (※1)	81.7% (※1)			75.0%	
	42	性的少数者への理解（「LGBT」という言葉や意味を知っている人の割合）	令和元年度	48.8%	50.8%	52.9%	54.9%	57.0%	令和7年度	A
			46.8%	72.0% (※1)	76.4% (※1)	75.5% (※1)			57.0%	

※1 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「LINEを活用したアンケート調査」による参考値

※2 R5年度の実績値がないものについては評価対象外

※3 単年度ごとの目標値の設定が困難なものについてはモニタリング指標

※4 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の参考値

1) 各年度ごとの目標値の設定方法

原則として、目標値から基準値を差し引き、計画期間（5年間）で除する。

2) 達成率の計算方法

指標類型【42指標】	達成率の計算方法	該当指標
(1) 基準値より増加、もしくは減少することを目標とする指標【35指標】	$(\text{評価年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{評価年度目標値} - \text{基準値}) \times 100 (\%)$	1～7、9～15、17～18、21～23、25～33、36～42
(2) 基準値（目標値）を維持することを目標とする指標【2指標】	$\text{評価年度実績値} \div \text{評価年度目標値（基準値）} \times 100 (\%)$	8、20
(3) 基準値（目標値）未満を目標とする指標【2指標】	$\text{評価年度目標値（基準値）} \div \text{評価年度実績値} \times 100 (\%)$	24、34
(4) モニタリング指標【3指標】	目標値の設定がないことから、達成率の計算が困難なため評価を行わない。	16、19、35

※算出された達成率は0.0%～100.0%で表記しています

3) 評価区分

達成率	区分
達成率100%	A
80%≦達成率<100%	B
60%≦達成率<80%	C
達成率<60%	D

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり	1 人生100年時代への男女共同参画意識の醸成	(1)	男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動				
			① 男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての広報・周知	女性の権利に関連する国内法令等を誰もが理解しやすい形で広報します。	○男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信することで広報・周知を図る。	男女共同参画センター
			② 差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努めます。	○男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信したほか、人権擁護委員や相談窓口について市政だよりやホームページを通じて広報・周知した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信するほか、人権擁護委員や相談窓口について市政だよりやホームページを通じて広報・周知を図る。	男女共同参画センター
			③ メディア・リテラシーの向上のための支援・啓発	講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努めます。 メディア・リテラシーについて周知します。	○男女共同参画等に関する出前講座を開催し、正確な情報を提供した。 ○表現の手引きをホームページに掲載し、男女共同参画の視点からメディア・リテラシーについて周知した。 ▲発行から20年経過しているため、時代に合った表現について内容を再検討する必要がある。	情報の収集・整理を行いながら、正確な情報の提供に努める。 他課との連携を図りながら、表現の手引きについて時代に合った内容に見直し、男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用した情報提供を図る。	男女共同参画センター
			④ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知します。 市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するとともに、これを主体的に規範として取り入れることを奨励します。	○庁内ネットワーク上で「さんかく・人権」表現の手引きを常時閲覧できるよう掲載した。 ○市ホームページ上に市が作成した「男女共同参画の視点からの表現の手引き」及び、県が作成した「県政広報物表現ガイドライン」を掲載した。	男女共同参画・人権の視点から、市で作成する刊行物において、多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知する。	男女共同参画センター
			⑤ 青少年健全育成推進会議	各地区の活動により、青少年の健全育成を推進します。	○市内42地区推進会、8地区連絡会において清掃活動や標語コンクール、地区補導活動、研修会など、青少年の健全育成推進活動を実施した。	引き続き、各地区における青少年健全育成推進活動を実施する。	こども政策課
		(2)	性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し				
			① 市政情報提供の充実	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	○記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを活用し、市政だよりをはじめとする様々な広報媒体の配信に努めた。 ▲スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わず、いかに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するかが課題である。	LINEを活用したアンケート等からの意見を市の様々な広報媒体へ反映させ、適時・適確で効果的な広報につなげる。	広聴広報課
			② 性別役割分担意識を反映した社会制度などの見直し	職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。	○男女共同参画の理解を深めるための資料やポスターを男女共同参画センター内の情報コーナーへ配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信することで情報提供を図る。	男女共同参画センター
			③ 男女共同参画に関する認識を深めるための啓発	男女共同参画に関する認識を深めるための情報や、女性のおかれた状況を客観的に把握できる統計情報を収集し、提供に努めます。	○男女共同参画センター内の情報コーナーにおいて、関連図書を貸し出したほか、他市町村が発行する男女共同参画関連の機関紙を100種以上掲示するなど、関連情報を提供した。 ▲関連図書について利用が少ない。	これまでの取組みに加え、男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用し情報コーナーの周知を図るなど、情報提供に努める。	男女共同参画センター

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	所管課（組織順）	
I	男女共同参画の意識づくり	2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実	① 情報紙の発行	男女共同参画について理解を深めてもらうため、市民が編集委員となって作成する情報紙を発行します。	○Webマガジン「ふくしまさんかく通信」を活用し、デジタルを中心に男女共同参画に関する情報を発信した。 ・ふくしまさんかく通信：第7～12号 ・4コマ漫画：第7～15号	Webマガジン「ふくしまさんかく通信」をホームページや男女共同参画センター公式Instagramなどを活用し情報提供を図る。	男女共同参画センター
						② 講演会、講座等の開催	男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会や講座を開催します。	○各種講座等を開催し、男女共同参画意識の醸成を図った。 ・姉妹のようにつながる起業チャレンジ44人（6回） ・福島市女性活躍推進のための経営者セミナー114人（1回）	男女共同参画意識の醸成を図るため、引き続き、各種講座等を開催する。	男女共同参画センター
						③ 男女共同参画のメッセージ作品募集事業	男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品を募集し、表彰します。	○548点の応募作品があり、表彰式を実施した。多くの市民が参加する「人権と平和展」開催時に全ての作品を展示した。併せて、入賞作品を市ホームページ上へ掲載するなど、男女共同参画意識の醸成と啓発に努めた。	事業の効果的な実施と、より多くの参加者からの募集、入賞作品の活用方法について検討する。	男女共同参画センター
						④ 活動の機会や場の提供	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援します。	○男女共同参画を推進する団体に対し、会議室の貸出、関連情報を提供した。	男女共同参画を推進する団体に対し、会議室の貸出、関連情報の提供を継続して行う。	男女共同参画センター
						⑤ 男女共同参画に関する相談事業	男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談に対応します。	○関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する相談等へ対応した。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する相談等への対応に努める。	男女共同参画センター
						⑥ すこやかテレホン相談事業	青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行います。	（事業休止）	（事業休止）	こども政策課
						⑦ 家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、家庭教育学級や講座を開催します。	○38事業 参加延べ人数 5,326人 実施回数 287回 ・各学習センターにおいて特色ある学級・講座を開設。男性の参加を促すため開催日時を土日又は夜間等で開催し参加しやすい講座を設定した。 ▲父親参加型の講座についての取り組み事例がなかなか増えない。 ・平日の参加が難しい状況をクリアしなければならない。 ・周知のためにSNSの活用。	<父親参加型講座の企画> ・パパと子どもの料理教室（土日開催） ・親子参加型新規事業（親子で一緒に食べ物づくり）の開催 ・開催日の工夫（2～4歳児対象事業は土日開催）	生涯学習課
						⑧ 語り合いネットワーク推進事業	学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対して情報を提供するとともに、講師を派遣し支援します。	○開催校（幼稚園4園・小学校2校・小学校PTA1件） 参加者数183人 ▲HPなどを活用しさらなる周知を図る。	実施目標は10校（園）とする。 男女共同参画の視点に立った家庭教育講師情報を収集する。	生涯学習課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実				
			⑨ 青年学級（ヤングカレッジ）・青年教育講座、少年学級・講座の開催	青少年を対象にした学級等において、男女共同参画の視点を取り入れて講座や教室を開催します。	○【少年教育】 43事業 参加者延べ：4,736人 実施回数：325回 ・学習センターにおいて心身ともに健全な人間形成を図るため、地域の人材等の協力を得ながら年齢に応じた様々な形態（教室・講座、世代間交流事業等）・内容の事業を実施した。 ▲引き続き、世代間交流を始めとして、地域の特性やつながりを意識した事業展開を図る。また、全体としては参加者数が減少傾向にあるため、学習センターでしか体験できないような事業内容の検討や魅力の発信を行う。 ○【青年教育】 15事業 参加者延べ：1,691人 実施回数：167回 ・学習センターにおいて青年期における自己確立と仲間づくりのため学習・交流機会を提供した。 ▲ヤングカレッジ（学級）が青年の実情と合わなくなっており、学級生数が年々減少している。多様な青年の参加を促し、学習センターに足を運んでもらうため、対象年齢や事業形態を地域の実情に合わせて柔軟に対応できるよう見直し、ヤングカレッジとしての開設は3館（複数館合同実施あり）で実施、その他の館はヤングカレッジという名称・形態にこだわらず、方部別・合同開催など地域の実情に応じた講座等を行い、学習センターへの利用を促していく。	学級や講座内容の周知方法や開催日時等を検討し参加を促し、更なる参加者の増加に努める。 近年多様化する社会情勢の変化に対応した学習や、夏季休業期間に児童生徒の居場所や宿題支援を行い、普段は足を運ばないような児童生徒にも学習センターに訪れてもらうきっかけとする。 地域活動や世代間交流等の地域の人々との関わり合いを通じて地域への愛着心や地域理解を深め、地域の特性やつながりを意識した事業展開を図り、地域社会全体で青少年育成を推進する。	生涯学習課
			⑩ 家庭教育相談事業	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談に対応します。	○家庭教育学級（講座）の中で必要に応じ保護者にアドバイスを行った。 ▲引き続き、家庭教育学級（講座）の中で必要に応じ保護者にアドバイスを行うとともに、市民に周知を図る。	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談の対応を行う。各学習センターへの啓発と市民への周知を行う。 ・館長会議 ・生涯学習指導員会議 ・地区だより（館だより）を利用した地域への周知	生涯学習課
			(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進				
			① 男女共同参画の視点に立った教科指導の充実	教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努めます。	○性別によることなく、児童生徒が互いに尊重し合いながら、協力して学習に取り組む機会を設けることで、指導の充実を図ることができた。	児童生徒の発達の段階に応じて、男女が協力して活動に取り組むことの意義を実感できるような学習指導の充実と改善を図る。	学校教育課
			② 道德教育の充実	男女の信頼、協力、人権尊重を大切にした道德教育の実践に努めます。	○児童・生徒の発達段階を踏まえるとともに、実態を把握した上で、授業を要しながら学校の教育活動全体を通して行う道德教育において、人権尊重について計画的・発展的に指導した。	道德教育の目標を踏まえ、人間としての生き方についての自覚を深め、道德的实践につなげるよう授業の充実と改善を図る。	学校教育課
			③ 特別活動の充実	男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努めます。	○学級活動や児童会活動、生徒会活動、クラブ活動における自発的・自治的な活動を通して、多様性を認め、互いのよさを生かしながら解決することができる機会の確保に努めた。	引き続き、豊かな人間関係や親和的な集団構築のために、自発的・自治的な実践活動の充実を図る。	学校教育課
			④ 総合的な学習の時間の充実	男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努めます。	○総合的な学習の時間の目標を踏まえ、男女が協力しながら取り組む学習活動の充実を図ることができた。	地域や学校、児童生徒の実態に応じた総合的な学習の時間の内容の充実を図るとともに、教科横断的な視点を基に、探究のプロセスを重視した授業の改善に努める。	学校教育課
			⑤ 教科における人権教育の充実	体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等人間尊重、男女平等の精神を養います。	○技能教科における学習活動を通して、体力や技能はもとより性別による違いを認めながら学ぶ機会を確保した。	人権教育のねらいと各教科等の目標やねらいとの関連を明確にすることで指導の充実を図る。	学校教育課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題
I 男女共同参画の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	⑥ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人間尊重、男女平等の精神を養います。	○道徳科や特別活動、総合的な学習の時間を通して、多様性を受け入れ、互いに尊重し合って行動する態度を育成することができた。また、「いじめ」「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題を含め人権尊重の理念を共有することができた。	人権を尊重する意識を高めるための指導内容等について、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の学習との関連を図りながら指導するよう全教職員に共通理解を図る。「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題を含め、全教職員が人権尊重の理念を共有して指導できるよう研修の充実を図る。			学校教育課
			⑦ 性別にとらわれないキャリア教育の充実	学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図ります。	○学校教育全体を通して、男女の相互理解、人権尊重、男女平等の精神を養うとともに、系統的な進路指導に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図ることができた。	学校教育全体を通して、性別にとらわれないキャリア教育の視点を取り入れた指導を実施し、人間関係形成能力・社会形成能力を育てる。			学校教育課
				小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努めます。	○中学生ドリームアップ事業では、体験を通して、職業観を養い、性別に関わらず自己の将来を考える機会を設定した。	キャリアパスポートを継続的に活用することで、系統的なキャリアプランニング能力を育てる。			学校教育課
			⑧ 教育相談の充実	性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図ります。	○学校配置のスクールカウンセラー（小22校・中19校）やハートサポート相談員6名、教育研修課のスクールカウンセラー3名による心理面からの相談体制、スクールソーシャルワーカー3名による社会福祉面からの相談体制及び医療機関との連携により、児童生徒が抱える複雑化・多様化した心身の悩みに、きめ細やかなサポートを実施した。	教育研修課のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーそれぞれ3名体制を維持し、きめ細やかで多様な相談体制を継続し、心のケアに努める。関係機関との連携をさらに図り、児童生徒の理解を深めるとともに、家庭環境等の改善に努める。医療相談を実施し、専門医からの助言を悩みを抱える児童生徒の支援に生かす。			教育研修課
			⑨ 男女共同意識に立った指導の充実	男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図ります。	○教育活動全体を通し、児童生徒が性別にとらわれないことなく、自分の意志で自由に選択できる環境を作り、互いの個性を尊重する態度や、社会の一員として自分にできることを考え実行しようとする態度の育成を図った。	児童生徒の主体性を生かした指導に努め、児童生徒が自ら課題をもち、自らの行動を選択・決定し、責任をもって実行することができるよう指導の充実を図る。			学校教育課
			⑩ ボランティア教育の推進	男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実を図ります。	○学校や地域の実態に応じて、特別活動や総合的な学習の時間を中心に奉仕的な活動を行った。また、活動を通して、男女が協力することの大切さについての意識を向上させることができた。	職場体験や自然体験、地域の行事への参加など豊かな体験活動を位置付けるとともに、ボランティア等社会奉仕の精神を養う機会の充実を図る。			学校教育課
			⑪ 家庭への意識啓発	男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努めます。	○男女共同意識の醸成に関する授業や、養護教諭と連携した性に関する指導について、学校便りや保健便り、ホームページに掲載して家庭への啓発を図った。	引き続き、男女共同意識や性教育の取組について、学校便りや保健便り、ホームページ等で家庭や地域社会に働きかける。			学校教育課
			⑫ 教職員の校内研修の充実	校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努めます。	○教職員の意識を高める校内研修において、研修内容の1つの視点として、性差に対する思い込みをなくしていくような内容を盛り込んだ。	引き続き、性差に関する画一的な判断をすることがないように校内研修の充実を図る。			学校教育課
			⑬ 男女共同参画の校内組織の充実	男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図ります。	○校内の組織編制において、各組織のメンバー構成に男女の偏りがないよう努めた。	引き続き、組織力が最大限発揮できるよう校内組織の見直しを継続する。			学校教育課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）	
I	男女共同参画の意識づくり	2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進					
			(3)	男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進				
				① 男女共同参画の学習支援	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	○男女共同参画等に関する出前講座を開催した。 ・対象：市民 開催：2回 参加者：137人 ○男女共同参画等に関する市職員研修を開催した。 ・対象：職員 開催：1回 参加者：71人	引き続き、関係機関と連携し、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、地域・職場等の男女共同参画の学習を支援する。	男女共同参画センター
				② 男女共同参画講座、女性学級、女性講座等の開催	学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	○【女性学級、女性講座】 28事業 参加者延べ:4,730人 回数:420回 ・学習センターにおいて、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野への参画を支援した。内容については、女性教育指導員会議において、市の施策や課題などから取り組むべき内容を精査し「統一学習テーマ」を設け、地域社会や健康、防災など身近な課題に焦点をあてて全ての学級で取り組んだ。 また、女性学級リーダー研修会や女性学級交換懇談会、レディスジャンプ（同方部地区館同士の交流）を通じて地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。 ▲学級生の高齢化・固定化が挙げられる。 ○【女性大学】 全4回 延べ人数：250人 4回の連続講座として、市婦連と市教委の共催で、会員及び一般市民（女性）を対象に、個人の資質向上と地域や団体での活動に生かすことを主な目的に、現代的・社会的課題や地域の課題、女性共通の課題等を学ぶ機会として女性大学を開催した。 ▲身近で社会情勢の変化に対応した話題をテーマ設定し、これまで以上に参加しやすい講座を行う。	学習内容・募集方法・学習場所や時間等について配慮し、働く女性や若い女性の参加促進に努める。 地域課題や、生活課題、現代的・社会的課題の学習を中心にしながら、さらに専門知識や技能の習得等の主体的な学習を取り入れ、社会情勢の変化に対応し地域で活躍できる人づくりに努める。また、ライフステージにおける男女共同参画の視点についての学習を取り入れ、多様な選択の理解を深める意識の醸成を図る。	男女共同参画センター・生涯学習課
			③ 社会教育指導者への男女共同参画研修	女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	○【女性学級、女性講座】 28事業 参加者延べ:4,730人 回数:420回 ・学習センターにおいて、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野への参画を支援した。内容については、女性教育指導員会議において、市の施策や課題などから取り組むべき内容を精査し「統一学習テーマ」を設け、地域社会や健康、防災など身近な課題に焦点をあてて全ての学級で取り組んだ。 また、女性学級リーダー研修会や女性学級交換懇談会、レディスジャンプ（同方部地区館同士の交流）を通じて地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。 ▲学級生の高齢化・固定化が挙げられる。 ○【女性大学】 全4回 延べ人数：250人 4回の連続講座として、市婦連と市教委の共催で、会員及び一般市民（女性）を対象に、個人の資質向上と地域や団体での活動に生かすことを主な目的に、現代的・社会的課題や地域の課題、女性共通の課題等を学ぶ機会として女性大学を開催した。 ▲身近で社会情勢の変化に対応した話題をテーマ設定し、これまで以上に参加しやすい講座を行う。	学習内容・募集方法・学習場所や時間等について配慮し、働く女性や若い女性の参加促進に努める。 地域課題や、生活課題、現代的・社会的課題の学習を中心にしながら、さらに専門知識や技能の習得等の主体的な学習を取り入れ、社会情勢の変化に対応し地域で活躍できる人づくりに努める。また、ライフステージにおける男女共同参画の視点についての学習を取り入れ、多様な選択の理解を深める意識の醸成を図る。	生涯学習課	

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅱ	あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり	1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進				
			① 市政を身近なものとするための広報活動の推進	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の提供に努めます。	○記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを活用し、市政だよりをはじめとする様々な広報媒体の配信に努めた。 ▲スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わず、いかに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するかが課題である。	LINEを活用したアンケート等からの意見を市の様々な広報媒体へ反映させ、適時・適確で効果的な広報につなげる。	広聴広報課
			② 自治振興協議会への女性の参画促進	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	○全18会場の女性参加割合：39.3%	引き続き、市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進し、3割の参加を常態化する。	地域共創課
			③ 女性職員の職制への積極的登用	女性職員の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図ります。	○人事異動等に関する意向調査を実施の上、性別にとらわれず、職員の能力や経験、適性、意欲に主眼を置く取り組みを進めた。 ・職制へ登用した女性職員数（R6.4.1）6人 ・管理的地位に占める女性職員の割合（R6.4.1）17.0%	引き続き女性職員の積極的登用を進める。 女性職員について、積極的に外部研修機関への派遣を行い、幹部候補の育成を行う。	人事課
			④ 性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進	募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図ります。	○女性職員が少ない職場にも積極的に女性職員を配置することにより、性別を理由とする担当業務の固定化を防ぎ、女性が活躍することができる職場の拡大を図った。	所属の男女比率も考慮しつつ、女性職員の配置先について拡大を図る。	人事課
				女性職員のキャリアアップ研修の充実を図ります。	○女性キャリアアップ応援セミナーを、係長職1年目の女性職員を対象に実施した。 ○採用後「10年目職員研修」として、キャリアデザインに関する研修を、性別を問わずに実施した。	女性キャリアアップ応援セミナーを、係長職1年目の女性職員を対象に実施する。 採用後「10年目職員研修」として、キャリアデザインに関する研修を、性別を問わずに実施する。	人事課
			⑤ 審議会等への女性委員参画促進のための環境整備	附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の選出区分・開催方法などの環境を整え、また、幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるなど、女性委員の参画促進につなげます。	○附属機関等の設置要綱等を把握しながら、各課への説明に努めた。 ○女性委員の参画割合について公表しながら、全庁的な達成にむけて取り組んだ。 ▲充て職が多いこと、専門分野における人材の掘り起しが不十分等、目標達成のための課題が残った。	各審議会の女性委員の参画割合の向上を図りながら、全庁的な割合の向上に努める。	総務課・男女共同参画センター・関係各課
			⑥ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	審議会等への女性委員の参画割合の目標値を40%、女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進めます。	○審議会等における女性委員の参画割合を調査し、その結果を公表し、目標達成に向けて取り組んだ。 ＜令和5年4月1日現在＞38.3% ＜令和4年4月1日現在＞35.1%	目標値（40%）の達成に向け、委員改選を予定する審議会や目標を下回る審議会等の所管課に対し女性委員の参画割合の向上を促す。	男女共同参画センター
			⑦ 男女共同参画人材リストの整備・活用	各分野において男女共同参画に関する知識を持つ人材を男女共同参画人材リストへ登録し、各種審議会等へ人材情報として紹介します。	○令和6年3月末現在86人が登録	今後のリストのあり方について検討する。	男女共同参画センター

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅱ あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり			1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進				
			(2) 人材育成の充実				
			① 人材育成のための研修機会の提供	男女共同参画を推進する実行力のあるリーダー的人材を養成するための講座等を充実させます。また、女性が話し合いの技術を学びながら理想の職場づくり等のスキルを身に付けるための講座も開催します。	○福島市女性活躍推進のための経営者セミナーを開催し、本市及び県北地区を取り巻く団体や業種における女性の活躍を加速するためのトップの意思決定及びその体制づくりの考え方を共有した。 ・対象：経営者、管理職等 開催：1回 参加者：114人	引き続き、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、地域・職場等の人材育成のための研修機会の提供を行う。	男女共同参画センター
			② 女性団体等との懇談会の開催	男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画を推進する女性団体代表者等との懇談会を開催します。	○女性団体が開催する会議等で、女性団体の取り組みや女性活躍に関する市政等の情報を共有した。	引き続き、女性団体と情報を共有することで、男女共同参画の推進に努める。	男女共同参画センター
			2 地域・職業における男女共同参画の促進				
			(1) 地域活動における男女共同参画の促進				
			① 市政情報提供の充実【再掲】	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	○記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを活用し、市政だよりをはじめとする様々な広報媒体の配信に努めた。 ▲スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わず、いかに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するかが課題である。	LINEを活用したアンケート等からの意見を市の様々な広報媒体へ反映させ、適時・適確で効果的な広報につなげる。	広聴広報課
			② 自治振興協議会への女性の参画促進【再掲】	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	○全18会場の女性参加割合：39.3%	引き続き、市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進し、3割の参加を常態化する。	地域共創課
			③ 市民活動支援事業	市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施します。	○【委託講座】 市民活動ステップアップ講座 3回 NPOマネジメント講座 4回 講演会 1回 ○【自主講座】 8回 ○【その他の事業】 協力講座 2回 ふくしま市民活動フェスティバル2023 登録団体交流会 広報紙発行 1,800部	【委託講座】 市民活動ステップアップ講座 3回予定 NPOマネジメント講座 4回予定 講演会 1回予定 【自主講座】 8回予定 【その他の事業】 協力講座 1回予定 ふくしま市民活動フェスティバル2024 登録団体交流会 広報紙発行 1,800部	地域共創課
			④ ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報を収集し、提供します。	○市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体のボランティア募集情報を収集し提供した。	引き続き市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体のボランティア募集情報を収集し、希望者に提供する。	地域共創課・産業雇用政策課
			⑤ 男女共同参画の学習支援【再掲】	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	○男女共同参画等に関する出前講座を開催した。 ・対象：市民 開催：2回 参加者：137人 ○男女共同参画等に関する市職員研修を開催した。 ・対象：職員 開催：1回 参加者：71人	引き続き、関係機関と連携し、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、地域・職場等の男女共同参画の学習を支援する。	男女共同参画センター

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の実取内容	所管課（組織順）
Ⅱ	あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり	2 地域・職業における男女共同参画の促進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進				
			⑥ 地域における女性団体への支援	福島市婦人団体連絡協議会を支援します。	○補助金の交付を行い研修会・講座に活用した。 補助金の交付を引き続き行うことで福島市における女性団体の知識の向上に努めた。 ・女性大学講座の共催事業は、企画の段階から職員が加わりより良い企画になるようアドバイスをを行った。また、団体で決定した講師の派遣に対する事務的業務を行った。 ・女性大学講座の共催事業については、これまで同様企画段階から参画し、更に充実した内容を検討できるようアドバイスした。 ・全4回 延べ人数：250人 ▲有効的な補助金活用を行う必要がある。	引き続き補助金の交付を行い、福島市における女性団体の知識の向上に努める。 女性大学講座の共催事業については、これまで同様企画段階から参画し、更に充実した内容を検討できるようアドバイスをする。	生涯学習課
			(2) 企業・団体・自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進				
			① 女性起業の促進	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	○「ふくしま起業女子応援事業」として、知識習得のための講座、先輩女性起業家と交流するカフェを開催した。 ・対象：市民 開催：6回 参加者：44人	支援内容を充実させ、起業実現に向けて継続的に支援する。	男女共同参画センター
			② 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	○ハローワークより提供される求人情報を窓口を設置し、来庁者に情報を提供した。 ○えふWORKに訓練制度のバナーを設置し、周知に努めた。	引き続き、求人情報の提供・訓練制度の周知に努める。	産業雇用政策課
			③ 職業相談事業の充実	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	○市主催事業参加者へハローワークや関係機関の利用方法、イベント情報等を周知し、事業の充実を図った。 ○勤労者福祉施設等には、随時情報を提供して事業の周知を図った。	引き続き、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等には情報提供をして事業の周知を図る。	産業雇用政策課
			④ 起業に関する情報提供	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	○関係機関等と連携し商工会議所等が主催する創業スクール開催情報等を市ホームページ等で発信した。	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供する。	産業雇用政策課
			⑤ 女性創業者に対する支援	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	○女性の創業者を支援するため、創業融資に対する利子を全額補助し、創業にかかる経済的負担の軽減を図った。（補助実績 令和5年度新規3件）	創業融資を受けた際の利子2年間分を全額補助する。	産業雇用政策課
			⑥ 家族経営協定締結の推進	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	○令和5年度締結の3協定に、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境整備との内容が含まれていた。	関係機関と連携を図り、農業者への情報提供・締結候補者のリストアップを行うことで、家族経営協定締結を推進する。	農業企画課
			⑦ 農業、農村における女性団体活動の支援	各種研修会等の開催に対し支援協力します。	○女性認定農業者会に対し、研修に係る費用の助成を実施した。 ○農産加工活動団体に対し、直売イベント等の情報提供や出店などの支援を行った。 ▲会員の高齢化。	女性農業者の確保・育成に係る活動への支援を実施する。 農産加工団体に対し、直売イベント等の情報提供や出店などの支援を行う。	農業企画課・農業振興課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅱ	あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり	2 地域・職業における男女共同参画の促進	(2) 企業・団体・自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進				
			⑧ 農業、農村における女性農業者 起業活動の支援	女性農業者が行う起業活動等へ支援協力します。	○女性の新規就農者を対象として、センパイ農家 との相談会を開催した。交流、相談が受けられる 機会を創出した。 ▲開催時期や内容を検討し、より多くの方に参加 してもらうよう努める。 ○食品事業者や6次化に取り組む農業者に対し、 セミナーや交流会を実施した。 ▲広報時期や手段を検討し、より多くの方に参加 してもらうように努める。	女性農業者に対し、農業者同士の情報交換や支援 事業に関する意見収集を行う会合を開催する。 食品事業者や6次化に取り組む農業者に対し、交 流会等を実施する。	農業企画課・ 農業振興課
			⑨ 農業委員への女性の参画促進	女性の視点を生かした持続可能な農業経営の発展 や女性農業者が活躍できる基盤づくりを促進する ため、女性が農業委員として参画できる環境を整 えます。	○女性農業委員の研修を通し、女性農業委員登用 について理解を深めた。	次期農業委員選任にあたって、各推薦団体等に働 きかけ、女性委員の割合を増やす取組みを行い、 自らの経験に基づく女性農業者ならではの視点を 反映できるよう取組む。	農業委員会
			3 復興・防災における男女共同参画の促進				
			(1) 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進				
			① 福島市防災会議への女性の参画 の促進	福島市防災会議への女性委員の参画を進めるた め、構成する機関や団体等に対して、女性の参画 を促すよう努めます。	○令和5年度は、改選がなかったため実績なし。	委員の改選時、関係機関等へ女性委員の推薦を依 頼するなど、さらなる女性参画の促進に努める。	危機管理室
			② 避難所運営における女性への配 慮	災害時に開設する指定避難所において、パーティ ションを設置することで、感染症防止を図るとと もに、プライバシー保護に努めます。また、災害 時の避難先として旅館・ホテルを活用することで 妊産婦等、一定の配慮が必要な避難者の安心・安 全を確保します。	○避難生活を安心して過ごせるよう避難所にパー ティションの配備を拡充し、プライバシーの保護 に努めた。 妊産婦の方向けに、旅館・ホテルを避難先として 設定することで、安心・安全面に配慮した対策を 行った。	避難所にパーティションの配備を拡充し、プライ バシーの保護等に配慮した環境整備を進める。 関係部署と適宜連携を取りながら、妊産婦へのホ テル・旅館避難を周知する。	危機管理室
			③ 消防団への女性の入団促進	積極的に女性が消防団に入団できる環境を整えま す。	○基本団員1人減・学生団員22人減 ○大原看護専門学校・桜の聖母短期大学等の学校 期間での入団促進を実施した。 ○事業所における防災パッケージ等による入団促 進を実施した。 ▲基本団員の入団促進を引き続き図る。	より多くの女性団員の入団促進を図る。	消防総務課
			④ 消防団の広報・啓発活動への女 性の参画促進	地元分団の枠を越えて本団付き女性消防隊として も活動し、女性のアイデアを活かした広報及び 啓発活動ができる環境を整えます。	○女性消防隊での定期ミーティングを実施した。 ○小学校での防火・防災教育を実施した。 ○住警器設置PR活動を実施した。 ○地域イベント等での活動アピールを実施した。 ▲昨年度よりさらに啓発活動を活性化する。	HP以外の広報媒体を活用して促進活動の活性化を 図る。	消防総務課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発	① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	○福島働き方改革推進支援センターが開催する企業向け相談会の周知を行った。	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を働く女性応援認証企業やえんWORK掲載企業へ提供する。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
			② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	○Webマガジン「ふくしまさんかく通信」を活用し、デジタルを中心に男女共同参画に関する情報を発信した。 ・ふくしまさんかく通信：第7～12号 ・4コマ漫画：第7～15号	Webマガジン「ふくしまさんかく通信」をホームページや男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用し情報提供を図る。	男女共同参画センター
			③ 事業主に対する意識啓発	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	○ワーク・ライフ・バランスを踏まえた、女性活躍を推進するための経営者セミナーを開催した。	引き続き、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、ワーク・ライフ・バランス、男性の育児休暇取得を推進する。	男女共同参画センター
				女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	○子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進めた。また、働く女性応援認証企業等を対象に、女性が活躍するヒントや働きやすい職場環境を醸成するポイント等について学びセミナーを実施した。	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進める。	産業雇用政策課
			④ 労働条件等実態調査の実施	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	○市内571事業所に調査票を送付し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向調査を行った。	引き続き、市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査する。	産業雇用政策課
			⑤ 働く女性応援企業認証事業	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	○働く女性応援企業認証 認証企業：18社 ○働く女性応援ゴールド企業認証 認証企業：5社 子育て支援や女性の管理職登用などを積極的に実施する中小企業からの申請により認証を行うとともに、さらにより積極的に取り組みを行う企業をゴールド企業として認証し、公表することで他企業への普及促進を図った。	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進める。	産業雇用政策課
			⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	○労働条件等実態調査により、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況等を把握し、調査結果をふまえて関係機関等と連携し、関係法令等の啓発活動を実施した。	引き続き関係機関と連携のうえ、事業主に対し必要な情報を提供する。	産業雇用政策課
			⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	○市主催事業参加者へハローワークや関係機関の利用方法、イベント情報等を周知し、事業の充実を図った。 ○勤労者福祉施設等には、随時情報を提供して事業の周知を図った。	引き続き、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等には情報提供をして事業の周知を図る。	産業雇用政策課
			⑧ 家族経営協定締結の推進【再掲】	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	○令和5年度締結の3協定に、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境整備との内容が含まれていた。	関係機関と連携を図り、農業者への情報提供・締結候補者のリストアップを行うことで、家族経営協定締結を推進する。	農業企画課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(2) 家庭生活における男女共同参画の促進	① 福島市特定事業主行動計画の推進	母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図ります。	○「福島市職員の休暇等制度ハンドブック」により各種制度を周知し、育児休業、休暇などの取得を促した。	引き続き、各種制度について周知し、育児休業、休暇などの取得を促す。		人事課
				男性職員の育児休業の取得促進を図ります。	○子育てフレフレプログラムとして、職員が男女を問わず働きながら安心して子供を産み育てることができる職場環境を目指すとともに、毎月19日を「育児（白）エールデー」として子育て・家庭生活への参画を応援する取り組みを行った。 ○新規採用職員研修において、育児休業を取得した男性職員の体験談を聞く時間を設けた。	引き続き、子育てフレフレプログラムに取り組むとともに、職場における業務調整と併せ、制度の周知と取得しやすい職場環境となるよう所属長へ周知する。		人事課
			② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業【再掲】	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	○Webマガジン「ふくしまさんかく通信」を活用し、デジタルを中心に男女共同参画に関する情報を発信した。 ・ふくしまさんかく通信：第7～12号 ・4コマ漫画：第7～15号	Webマガジン「ふくしまさんかく通信」をホームページや男女共同参画センター公式Instagramなどを活用し情報提供を図る。		男女共同参画センター
			③ ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	○ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成し、ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図った。 延べ助成件数 11,974件 助成額 33,341千円 ▲ホームページや市政だより等により制度の周知を図るとともに、市民課総合窓口や各支所・出張所、こども政策課等関係機関との連携を強化すること。	ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行うことにより、健康保持と福祉の増進を図る。この制度について、ホームページや市政だより等の周知及び関係機関等との連携を強化する。		共生社会推進課
				ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	○下記内容で支給を行った。 対象：①児童を監護する母 ②児童を監護し生計を同じくする父 ③父母に代わって児童を養育する人 受給者数：1,641人（R6.3.31現在） 定例払：3月・5月・7月・9月・11月・1月の年6回、各月の11日に支給月の前月分までの月（2か月分）を支給 ○法令に則り支給することで、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進が図られた。	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当を支給し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。		こども政策課
				ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	○ひとり親家庭の子の進学に伴う入学金や授業料など多額の経費支出に対し、貸付申請を受理し、下記のとおり貸付を決定した。 新規母子福祉資金貸付件数・・・修学資金2件、就学支度資金2件、転宅資金1件	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図る。		こども家庭課
				ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	○自立支援教育訓練給付金（令和5年度5件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための講座受講費用の給付を実施した。 ○高等職業訓練促進給付金（令和5年度6件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための養成機関に修業している間の生活の安定のために給付を実施した。	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。		こども家庭課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	令和6年度の実績・課題	所管課（組織順）	
Ⅲ 女性活躍の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(2) 家庭生活における男女共同参画の促進	③ ひとり親家庭支援事業	支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施します。	○令和5年度 新規入所 2世帯8人 ○令和5年度 自立支援計画進捗状況管理面談 2回 母子家庭の抱える問題点を明確化し、目標を達成するために支援計画を作成し、将来母子での自立した生活を行うため、家計改善、母子関係の構築、生活相談・健康相談全般の助言を行った。	支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施する。			こども家庭課	
			④ 求職活動支援窓口を生活福祉課に常設	児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	○ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行った。	ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行う。			生活福祉課	
			⑤ 子育て応援広場の開催	乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげます。	○子育て応援広場 「ベビーダンス（年2回開催）」 参加人数：28組73人 「親子ふれあい・からだあそび（年2回開催）」 参加人数：36組85人 「Music Together（年1回開催）」 参加人数：10組24人 土曜日に開催しているため父親の参加も多く、参加者からは「パパも参加しやすいイベントで親子でたくさん触れ合うことができてよかった。」 「ダンス中は寝てくれたので、家での寝かしつけにも活用したい。」などの感想が寄せられた。 ▲市民のニーズが高いため、今後も継続して事業を実施する。 ▲父親も参加しやすいように、土曜日または日曜日の開催とする。	土曜日または日曜日に乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげる。			こども政策課	
			⑥ 家庭教育学級、講座等の開催	男性の家庭生活への参画支援のため、家庭教育学級、講座等に男性の参加を呼びかけます。	○38事業 参加延べ人数 5,326人 実施回数 287回 ・各学習センターにおいて特色ある学級・講座を開設。男性の参加を促すため開催日時を土日又は夜間等に開催し参加しやすい講座を設定した。 ▲父親参加型の講座についての取り組み事例がなかなか増えない。 ・平日の参加が難しい状況をクリアしなければならない。 ・周知のためにSNSの活用。	<父親参加型講座の企画> ・パパと子どもの料理教室（土日開催） ・親子参加型新規事業（親子で一緒に食べ物づくり）の開催 ・開催日の工夫（2～4歳児対象事業は土日開催）			生涯学習課	
			(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援							
			① 地域包括支援センター機能の充実	高齢者や家族等(原発事故による広域避難高齢者や家族を含む)の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能の充実に努めます。	○相談人数：実人数 8,941人（延べ人数 45,110人）	機能を適切に発揮していくため、評価指標を用いて事業種別ごとに取り組み状況等を確認する。また、個別支援を継続的に機能向上を図る。			長寿福祉課	
		② 介護保険制度の広報・啓発	介護保険制度の説明会を開催、啓発資料・パンフレットを配布します。	○出前講座を下記のとおり実施した。 回数：6回 参加人数：157人 ○「健やかライフ」5,600部を作成した。 ○「すこやか介護保険」11,000部を作成した。	出前講座などの説明会を開催したり、パンフレットを作成配布し、介護保険制度の周知を図る。 「健やかライフ」5,600部を作成予定。 「すこやか介護保険」11,000部を作成予定。			長寿福祉課・ 介護保険課		
		③ 介護サービス相談員の派遣	介護サービス事業において利用者への相談を実施し、介護サービス等の質的向上を図ります。	○アンケート調査で訪問可能と答えた51事業所のうち50事業所を訪問し、事業所職員との面談を行った。	アンケート調査を実施し、訪問可能と回答のあった事業所へ訪問し、利用者との面談事業を行う。面談から出た利用者の意見や不満、疑問などを事業所職員へ伝えることで事業所のサービスの質的向上を図る。			介護保険課		

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援					
			④ 介護保険施設等の整備促進	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備を図ります。	○認知症高齢者グループホーム2施設（36床）の整備が完了した。	介護保険施設を整備する事業者を公募にて決定し、令和9年度までの開設を目指す。 （特別養護老人ホーム3施設（110床）、認知症高齢者グループホーム2施設（36床）、有料老人ホーム2施設（41床））	介護保険課
			⑤ 子育て講演会の開催	講演会等を開催し、子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する意識啓発を図ります。	○子育て講演会 令和5年9月17日（日） 講師：玉川大学教育学部 大豆生田 啓友 氏 演題：「幸せ子育て～心の根っこを育む～」 参加人数：138人 「先生のエピソードを交えた子育てのつらさ、大変さ、難しさについて聞き、心が救われた。他人と比較せず目の前の自分の子にしっかり目を向けて良い所を見つけてあげたいと思った。」「自分がうまく子育てできていないことに悩んでいたが、話を聞いてヒントがたくさんあり気がついた。」などの感想が寄せられた。 ▲今後も子育てをする保護者や子育て支援者をはじめ、多くの市民に対し、子育ての不安や負担感を軽減し、心豊かな子育ての参考となる講演会を開催する。	子育てをする保護者や子育て支援者をはじめ、多くの市民に対し、子育ての不安や負担感を軽減し、心豊かな子育ての参考となる講演会を開催し、育児に関する意識啓発を図る。	こども政策課
			⑥ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施します。	○放課後児童健全育成事業 クラブ数：94クラブ 利用児童：3,556人 放課後の子どもの安全な居場所を確保するため、各地域の需要に応じて放課後児童クラブを整備し、男女が共に仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進した。	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施する。	こども政策課
			⑦ 児童センター事業	0歳から18歳未満の子どもたちのための施設で自由に来館して遊ぶことができるほか、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施します。	○児童センター数：5児童センター 利用人数：51,576人 健全な遊びを通して子どもの心身を育成し、情緒を豊かに成長するよう努めた。	健全な遊びを通して、子どもの心身の健康と体力の増進を図るとともに、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施する。	こども政策課
			⑧ 地域子育て支援体制の整備	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者との会員として組織するファミリーサポート事業を実施します。	○地域子育て支援体制の整備 会員数（令和6年3月31日） 1,688人 活動件数 2,821件 病児・緊急対応強化事業活動件数 702件 ▲今後は子育てアプリやチラシ配布などでの広報活動を行い、まかせて会員の不足解消に努める。	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者との会員として組織するファミリーサポート事業を実施する。	こども政策課
			⑨ 子育て短期支援事業	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を実施します。	○子育て短期支援事業 利用人数15人 利用回数40回 利用日数120日 ○一時的な保護者不在や、スパイトなど保護者からの申請に基づき実施した。	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を実施する。	こども家庭課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援	こども家庭センター事業 ⑩ 「こども家庭センター・えがお」	改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）について全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する、ワンストップ機関として、令和5年4月に「福島市こども家庭センター・えがお」を設置した。母子保健と児童福祉の両方の機能で、妊娠期から子育て期において一人ひとりに寄り添った支援を行うことで児童虐待の発生を予防する。	○相談支援 相談支援件数14,148件 関係機関との連絡調整件数 11,323件	・児童および妊産婦の福祉や母子保健の相談等 ・把握、情報提供、必要な調査、指導等 ・保健指導、健康診査等 ・関係機関等との総合調整 ・地域資源の開拓	こども家庭課
			⑪ こども発達相談	発達発育に心配のある子どもとその保護者を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等に繋ぐ支援を実施します。	○こども発達支援センター ・発達相談会（心理職等）月4回 延べ204人 ・電話相談 1,681件 ・発達学習会 3回 延べ96人 ・就学学習会 2回 78人	引き続き、発達発育に心配のある子どもとその保護者を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等に繋ぐ支援を実施する。	こども家庭課
			⑫ 特別保育等の充実	家庭形態、保護者の就労状況等が変化する中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しており、また、緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育を充実するため、病児・病後児保育、休日保育等の拡充や延長・一時預かり保育等の推進を図ります。	○病児・病後児保育の拡充を図るため、2施設の施設整備に対して支援を行った。	令和5年度に引き続き、病児・病後児保育施設1施設の施設整備に対して支援する。	幼稚園・保育課
			⑬ 保護者負担の軽減	幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳の子どもの保護者負担を軽減し、さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育施設や放課後児童クラブ等の利用者負担額を軽減します。	○放課後児童クラブを利用する多子世帯に対し利用料助成を実施し、利用者の負担軽減を図った。 ○令和元年10月より、幼児教育・保育無償化により3～5歳児等の家庭の負担軽減を図っている。 ○従来から、本市独自に0～2歳児の保育料を国基準より軽減しているほか、令和5年度からは多子世帯に対する本市独自の保育料軽減対象を拡充し、全ての世帯において認可保育施設の保育料を第2子半額、第3子以降無料とした。	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブを利用する多子世帯に対し利用料助成を実施する。 引き続き、幼児教育・保育無償化および本市独自の保育料軽減措置などにより、保護者負担の軽減を図る。	こども政策課・幼稚園・保育課
			⑭ 保育士等確保対策の強化	市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保に取り組みます。	○プース形式の保育士就職相談会の実施により11人、求職者と保育施設をつなぐ保育人材バンクにより20人の保育士等を確保した。 ○働きやすい職場づくり事業など保育士の離職防止の取り組みを行い、現役保育士に対する支援を行った。	引き続き、保育人材の確保と離職防止の取り組みを実施する。	幼稚園・保育課
			2 雇用の場における男女共同参画の推進				
			(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し				
			① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	○福島働き方改革推進支援センターが開催する企業向け相談会の周知を行った。	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を働く女性応援認証企業やえふWORK掲載企業へ提供する。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
			② 事業主に対する意識啓発【再掲】	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	○ワーク・ライフ・バランスを踏まえた、女性活躍を推進するための経営者セミナーを開催した。	引き続き、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、ワーク・ライフ・バランス、男性の育児休暇取得を推進する。	男女共同参画センター
				女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	○子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進めた。また、働く女性応援認証企業等を対象に、女性が活躍するヒントや働きやすい職場環境を醸成するポイント等について学ばせセミナーを実施した。	引き続き、子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進める。	産業雇用政策課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進	2 雇用の場における男女共同参画の推進	(1)	雇用環境の整備と働き方の見直し				
			③ 労働条件等実態調査の実施【再掲】	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	○福島働き方改革推進支援センターが開催する企業向け相談会の周知を行った。	引き続き、市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査する。	産業雇用政策課
			④ 働く女性応援企業認証事業【再掲】	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	○働く女性応援企業認証 認証企業：18社 ○働く女性応援ゴールド企業認証 認証企業：5社 子育て支援や女性の管理職登用などを積極的に実施する中小企業からの申請により認証を行うとともに、さらにより積極的に取り組みを行う企業をゴールド企業として認証し、公表することで他企業への普及促進を図った。	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進める。	産業雇用政策課
			⑤ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	○ハローワークより提供される求人情報を窓口を設置し、来庁者に情報を提供した。 ○えふWORKに訓練制度のバナーを設置し、周知に努めた。	引き続き、求人情報の提供・訓練制度の周知に努める。	産業雇用政策課
			⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	○労働条件等実態調査により、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況等を把握し、調査結果をふまえ関係機関等と連携し、関係法令等の啓発活動を実施した。	引き続き関係機関と連携のうえ、事業主に対し必要な情報を提供する。	産業雇用政策課
			⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	○市主催事業参加者へハローワークや関係機関の利用方法、イベント情報等を周知し、事業の充実を図った。 ○勤労者福祉施設等には、随時情報を提供して事業の周知を図った。	引き続き、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等には情報提供をして事業の周知を図る。	産業雇用政策課
			⑧ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	○関係機関等と連携し商工会議所等が主催する創業スクール開催情報等を市ホームページ等で発信した。	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供する。	産業雇用政策課
			⑨ 女性創業者に対する支援【再掲】	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	○女性の創業者を支援するため、創業融資に対する利子を全額補助し、創業にかかる経済的負担の軽減を図った。（補助実績 令和5年度新規3件）	創業融資を受けた際の利子2年間分を全額補助する。	産業雇用政策課
			(2) 多様な働き方への支援				
			① 女性起業の促進【再掲】	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	○「ふくしま起業女子応援事業」として、知識習得のための講座、先輩女性起業家と交流するカフェを開催した。 ・対象：市民 開催：6回 参加者：44人	支援内容を充実させ、起業実現に向けて継続的に支援する。	男女共同参画センター
			② 多様で柔軟な働き方への意識啓発	多様で柔軟な働き方を進める企業の先進的な取組みを紹介します。	○経営者セミナーを開催し、先進的な取組を行う企業に参加いただき、取組みを紹介した。	引き続き、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、企業の先進的な取組みを紹介する。	男女共同参画センター
				各企業の取組みを共有し、女性がさらに活躍するために必要と思われる仕組みや制度について提案する講座を開催します。	○福島市女性活躍推進のための経営者セミナーを開催し、本市及び県北地区を取り巻く団体や業種における女性の活躍を加速するためのトップの意思決定及びその体制づくりの考え方を共有した。 ・対象：経営者、管理職等 開催：1回 参加者：114人	引き続き、男女共同参画出前講座等の開催を通じて、各企業の取組みを共有する。	男女共同参画センター
			③ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	○労働条件等実態調査により、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況等を把握し、調査結果をふまえ関係機関等と連携し、関係法令等の啓発活動を実施した。	引き続き関係機関と連携のうえ、事業主に対し必要な情報を提供する。	産業雇用政策課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性の活躍の推進							
			2 雇用の場における男女共同参画の推進				
			(2) 多様な働き方への支援				
			④ 求人及び能力開発訓練制度等の 情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	○ハローワークより提供される求人情報を窓口 に設置し、来庁者に情報を提供した。 ○えふWORKに訓練制度のバナーを設置し、周知に 努めた。	引き続き、求人情報の提供・訓練制度の周知に努 める。	産業雇用政策課
			⑤ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を 提供します。	○関係機関等と連携し商工会議所等が主催する創 業スクール開催情報等を市ホームページ等で発信 した。	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を 提供する。	産業雇用政策課
Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり							
			1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶				
			(1) DVやハラスメント等の防止に向けた意識啓発				
			① DVやハラスメント等の調査の実 施及び結果の公表	DVやハラスメント等の実態調査を行い、結果を公 表します。	○令和5年度に実施した男女共同参画に関する LINEアンケート調査の結果を市ホームページ上に 掲載した。	引き続き、DVやハラスメント等の実態について、 市民アンケート調査を実施し、その結果を市ホー ムページ上に掲載する。	男女共同参画 センター
			② DVやハラスメント等に関する情 報提供	DVやハラスメント等は人権を侵害する行為である ことの認識を深めるとともに、防止のための情報 を提供します。	○男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係 資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式イ ンスタグラムへ関連情報を発信したほか、人権擁 護委員や相談窓口について市政だよりやホーム ページを通じて広報・周知した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資 料の掲示・配置、男女共同参画センター公式イン スタグラムへ関連情報を発信するほか、人権擁護 委員や相談窓口について市政だよりやホームペ ージを通じて広報・周知を図る。	男女共同参画 センター
			③ 「人権と平和展」の開催	あらゆる暴力などの人権侵害の根絶と人権思想の 普及、平和の大切さの再認識を目指します。	○「ふくしまヒューマンフェスティバル2023 人 権と平和展」を開催した。 ・対象：市民 開催：1回（7/27～31） 参加者：1,428人	人権の持つ意味と平和の尊さについて啓発を図る ため、開催内容について見直しを行いながら、引 き続き「人権と平和展」を開催する。	男女共同参画 センター
			④ 人権の花運動	小学生に対して花苗等の贈呈を行い、お互いに協 力して花を育てることで思いやりの心や人権尊重 についての理解を深めます。	○福島人権擁護委員協議会と連携し、福島第三小 学校（他11校）において「人権の花運動」を開催 した。人権擁護委員が配布した花の苗を子どもた ちが協力し合って育てることを通して、「いのち の大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊 重思想を育むことに寄与した。	福島第一小学校ほか11校において人権の花運動の 開催を予定しており、引き続き人権尊重思想の普 及に努める。	男女共同参画 センター
			⑤ 障がい者虐待防止推進事業	障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図 るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、 地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察な どの関係機関との連携を図ります。	○障害者虐待防止センターを中心に相談支援事業 所等の関係機関との連携を図ることにより、虐待 の早期発見、通報、相談へ結びついた。また、虐 待防止センターとの協力により虐待防止に係る周 知・啓発活動を実施した。	障害者虐待防止センターとの協力により事業所向 けの虐待防止に係る周知・啓発活動を実施する。 また、虐待防止センターを中心に関係機関との連 携を図ることにより、虐待の早期発見と解決に努 める。	障がい福祉課
			⑥ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援セ ンターをはじめ住民組織、警察などの関係機関と の連携を強化します。	○虐待通報受理件数 63件 ○被虐待者の性別 男性：11人、女性：52人 ○高齢者虐待防止連絡会議 令和5年8月対面開催 ○地域包括支援センター等対象高齢者虐待対応研 修開催数 4回	高齢者虐待防止連絡会議、高齢者虐待対応検討 会、研修会等を開催し関係機関との連携を強化す る。	長寿福祉課
			⑦ 児童虐待防止推進事業	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対 策地域協議会を通して、学校・医療機関・警察等 の関係機関との連携を図るほか、講演会の実施、 パンフレットの配布など虐待防止に向けた啓発活 動を実施します。	○児童虐待防止推進講演会「子育てに活かすアン ガーマネジメント」（参加者51人 託児11人） ○啓発 虐待防止パンフレット（1,800部）出生届時に配 布 相談窓口カード（21,000枚）市内小中学校へ配布 虐待予防啓発クリアファイル 児童虐待防止推進 講演会にて配布 ▲市民や支援者に対し、講演会や啓発物品を配布 することで児童虐待防止について知識の普及、早 期発見、早期対応に努める。	児童虐待防止について知識の普及を図る。 ○児童虐待防止推進講演会 ○啓発 ・虐待防止パンフレット ・相談窓口カード ・虐待予防啓発クリアファイル	こども家庭課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	(2) 相談・支援体制の充実					
			① 人権相談及び広報活動	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため相談所の開設や広報を行います。	○特設人権相談所を3回（6,7,12月）開設し、市政だよりを利用して人権相談の周知を図った。	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため、引き続き特設人権相談所を開設し、市政だより等を活用し広報する。	男女共同参画センター
			② 女性相談事業	女性相談員を配置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援します。	○離婚について基本的な手続きを助言し、必要に応じて関係機関を紹介した。配偶者からの暴力を受けた相談者に対しては、女性のための相談支援センターや警察などと連携し、一時保護手続きや自立を支援した。子の心理的虐待の観点から、子ども担当ケースワーカーや保健師と連携し、支援した。 相談件数（延べ）859件	女性相談の知識の向上を図るため、各種研修会に参加するとともに、引き続き離婚、配偶者からの暴力等の相談に応じ、関係機関との連携を深め、女性の自立を支援する。	男女共同参画センター・こども家庭課
			③ こども家庭センター事業 「こども家庭センター・えがお」 【再掲】	改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）について全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する、ワンストップ機能として、令和5年4月に「福島市こども家庭センター・えがお」を設置した。母子保健と児童福祉の両方の機能で、妊娠期から子育て期において一人ひとりに寄り添った支援を行うことで児童虐待の発生を予防する。	○相談支援 相談支援件数14,148件 関係機関との連絡調整件数 11,323件	- 相談支援体制の強化 - 児童および妊産婦の福祉や母子保健の相談等 - 把握、情報提供、必要な調査、指導等 - 保健指導、健康診査等 - 関係機関等との総合調整 - 地域資源の開拓	こども家庭課
			④ 障がい児・者相談支援事業	ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談・支援の実施による福祉サービスの利用に向けた援助などを行います。	○ふくしま基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所に対する専門的な指導、助言連絡調整等を行い、相談支援事業所の質の向上に努めた。また、現在2市3町で委託している基幹相談支援センターについて、例年は年2回実施している2市3町職員と受託者との連絡会議での情報共有のほか、令和6年度からの人員体制の適正化に向けた協議を4回実施し、財政面を含めた調整を図った。 さらに、障がい種別に対応した体制で実施している委託相談支援事業所4箇所の体制を令和6年度から見直すことについて関係機関との調整を図った。	ふくしま基幹相談支援センターにおいては、人員体制の適正化と業務内容の見直しを行い、相談支援事業所に対する専門的な指導等の業務に、これまで以上に専念して取り組むことにより、相談支援事業所の質と利用者の利便性の向上を図る。委託相談については3障がい共通の窓口となる障がい者相談支援センター5箇所と障がい児の相談支援事業所1箇所の体制とすることにより、福祉サービス利用等の相談及び援助を効率的かつ速やかに行えるようにし、利用者の支援と利便性の向上に努める。	障がい福祉課
			⑤ 高齢者窓口相談支援事業	高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実します。	○相談人数：実人数 8,941人（延べ人数 45,110人）	機能を適切に発揮していくため、評価指標を用いて事業種別ごとに取り組み状況等を確認する。また、個別支援を継続的にを行い機能向上を図る。	長寿福祉課
			⑥ DV被害者の市営住宅へ入居緩和	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施します。	○DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施した。 令和5年度実績：2件	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施する。	住宅政策課
			2 生涯にわたる健康支援				
			(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援				
			① 高齢者介護予防事業	高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施します。	○いきいきももりん体操 団体数180 団体、参加人数 3,069人	地域包括支援センターと連携し、いきいきももりん体操体験講座等の充実や、フレイル予防の啓発を推進する。	長寿福祉課
			② 放射線健康管理事業	市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図ります。 ・放射線と市民の健康講座 ・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査 ・検査結果に基づく個別相談	○放射線と市民の健康講座／516人 ○外部被ばく検査／452人 ○内部被ばく検査／7,268人	内部・外部検査の受検者は減少傾向にあるが、健康不安は一部の市民に根強く残っていることから、市民の安心安全のため継続して事業を進める。 また、本事業の実施計画が令和7年度までであり、改訂へ向けて市民の意見・要望を捉えるため、アンケート調査を実施する。	保健総務課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度 of 取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり							
			2 生涯にわたる健康支援				
			(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援				
			③ 成人保健事業	各種健康診査及び事後指導を実施します。 ・各種がん検診・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診・結核検診 ・国保特定健診・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	○がん検診 胃がん 受診率 35.9% 大腸がん " 32.1% 肺がん " 35.7% 前立腺がん " 19.3% 子宮頸がん " 24.6% 乳がん " 26.7% ○骨粗鬆症検診 " 15.5% ○歯周病検診 受診者 171名 ○保険者検診 国保特定健診 受診率 42.3%（速報値） 後期高齢者健診 " 32.5%（速報値） *各種検診の受診勧奨及び精密検査受診勧奨 *各種検診の事後フォロー等	各種検診及び事後フォローを実施する。 ・各種がん検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周病検診 ・国保特定健診 ・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導 ・各種検診事後フォロー	健康づくり 推進課
④ 健都ふくしま創造事業	生涯にわたって安心して健康で暮らせるまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組めます。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしまし健康づくりプランに基づき、生涯にわたる健康づくりに取り組むための正しい知識の普及啓発を目的とした各種健康教育（出前講座）、個別健康・栄養相談事業等、庁内各課や関係団体等との連携による健康づくりの推進	○健都ふくしま創造市民会議 「コロナを経験して、これからの健康なまちづくりを考える」をテーマに、健都ふくしま創造市民会議構成団体、地域の健康づくり推進組織からの取り組み報告を実施した。 37人参加。 ○福島市健康づくり推進協議会 委員20人 委員会3回実施。ふくしまし健康づくりプラン2024策定 ○福島市食育推進委員会 委員14人 委員会3回実施。第3次福島市食育推進計画策定 ○福島市歯と口腔の健康づくり推進委員会 委員13人 委員会2回実施 ○福島市受動喫煙防止対策推進委員会 委員15人 委員会2回実施 ○地域の健康づくり（推進会議等） 地域の健康づくり推進組織活動 4地区 推進会議・役員会議・地区説明会等の実施 51回 関連事業・学習会等の実施 20回 延589人 ○職場の健康づくり推進委員会 委員15人 委員会2回実施 ○各種健康教育（出前講座等）の実施 134回 延3,336人 ○適しお（適切な量の塩分でおいしく食べる＝減塩）の推進 適しおサポーター登録団体 76団体 適しおサポーター実施施設数 113施設 ▲食習慣、運動習慣等、健康を支援する環境づくりの整備が必要である。 ○感染症に関する正しい知識の普及、予防について の出前講座を9施設で実施した。	生涯にわたって安心して健康で暮らせるまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組む。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしまし健康づくりプランに基づき、生涯にわたる健康づくりに取り組むための正しい知識の普及啓発を目的とした各種健康教育（出前講座）、個別健康・栄養相談事業等、庁内各課や関係団体等との連携による健康づくりの推進 市民一人ひとりが自ら感染症予防に取り組むことができるよう、出前講座や感染症だより等により、正しい知識の普及・啓発に努める。	健康づくり 推進課・ 感染症・ 疾病対策課			

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり							
			2 生涯にわたる健康支援				
			(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援				
			こども家庭センター事業 ⑤ 「こども家庭センター・えがお」	改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）について全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する、ワンストップ機関として、令和5年4月に「福島市こども家庭センター・えがお」を設置した。母子保健と児童福祉の両方の機能で、妊娠期から子育て期において一人ひとりに寄り添った支援を行うことで児童虐待の発生を予防する。	○相談支援 相談支援件数14,148件 関係機関との連絡調整件数 11,323件	・相談支援体制の強化 ・児童および妊産婦の福祉や母子保健の相談等 ・把握、情報提供、必要な調査、指導等 ・保健指導、健康診査等 ・関係機関等との総合調整 ・地域資源の開拓	こども家庭課
			⑥ 母子保健事業	近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ、育つための環境づくりの推進を図るために、各種事業を実施する。	○こども家庭課母子保健事業 ・妊産婦健診受診数：20,351件 ・妊娠届出時面接相談：1,358人 ・乳幼児健診受診者数：6,277人（延） ・妊婦教室実施状況：24回 497人 ・母子栄養相談・教育事業実施状況：156回 1,202人 ・乳幼児等歯科相談・教育事業実施状況：155回 3,625人 ・思春期等保健事業実施状況：4回 88人	・母子保健スマート窓口推進事業 ・母子健康手帳の交付（妊娠届出時の相談支援） ・妊産婦訪問等による相談支援 ・妊産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 ・えがお赤ちゃん訪問（生後2か月全家庭） ・乳幼児健康診査 ・母子健康相談、健康教育 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業 ・多胎妊産婦等支援事業 ・性と健康の相談センター事業（思春期保健）	こども家庭課
				・こんにちは赤ちゃん事業 生後4か月頃に全ての乳児のいる家庭をこんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに成育できる環境の定着を図ります。	○訪問実績：1,355人（実施率94.0%） ○こんにちは赤ちゃん応援隊の育成：第6期生向け全体研修会2回及び地区ごとに方部会を開催した。 ○育児しやすい地域づくり：方部民生児童委員会長連絡会での活動報告を行った。	・第7期こんにちは赤ちゃん応援隊の委嘱。 ・こんにちは赤ちゃん応援隊の育成：新任応援隊研修1回・全体研修会2回及び方部会を実施予定。 ・医療・保健・地域の連携による、切れ目のない子育て支援。 ・子育て世帯が地域の中で安心して子育てができ、子どもが健やかに成育できる環境づくりの推進。	健康づくり推進課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	3 多様性尊重の推進	(1) 人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発	① バリアフリーの推進	多文化共生に関する知識や異文化理解の向上を図るため、異文化理解講座や国際交流イベントを開催します。	○多文化共生推進事業 56回 2,198人 ○多文化共生センター「Yuiverse」の開設・運営 ○結・ゆい・フェスタ2023開催 ・来場者:延べ12,000人 ・国際交流団体・外国人コミュニティ 41団体 ・協賛企業 16社 ○多文化共生及び共生社会推進のシンボルとして「結アンブレラスカイ」を展示した。	多文化共生推進事業 多文化共生センター「Yuiverse」の運営 結・ゆい・フェスタ2024開催 結アンブレラスカイ展示	定住交流課
				バリアフリーの推進のために、心のバリアフリー講座や、バリアフリー推進パートナーへの参加促進を行います。	○官民一体となったバリアフリー普及促進の取り組みを行った。 ・バリアフリー推進パートナー加入促進の取り組み バリアフリー推進の取り組みに賛同する市内企業、団体に登録いただき、各企業、団体でのバリアフリー推進の取り組みを実施した。 令和6年3月末現在 登録数 304団体 ・バリアフリー推進パートナーミーティングの開催 バリアフリー推進パートナーを対象に市の取り組み説明と合理的配慮の理解促進のため講演会を行った。 開催日 10月2日、参加団体 45団体・参加者55人 ・心のバリアフリー推進隊によるPR活動 市内大学の学生により推進隊を結成し、市のイベントなどで市民への啓発チラシ配付による活動を実施した。 ・心のバリアフリー出前講座の開催 心のバリアフリー講座、手話講座、高齢者疑似体験など、受講者の希望に沿った出前講座を実施した。 申込団体 44団体、(延べ)受講者 2,216人 ・心のバリアフリー講演会の開催 市民の心のバリアフリーの理解促進のため、講演会を開催した。 開催日 2月16日、参加者 112人 ・心のバリアフリー啓発広報紙「ここフリ」の発行 心のバリアフリー推進パートナーの取り組みなどを紹介した広報紙を作成し、市民への広報を実施した。	「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現のため、官民一体となったハード・ソフト・心のバリアフリーの普及促進の取り組みを進める。 ・バリアフリー推進パートナーミーティングの開催 ・心のバリアフリー推進隊によるPR活動 ・心のバリアフリー出前講座の開催 ・心のバリアフリー講演会の開催 ・バリアフリー推進パートナー加入促進の取り組み ・心のバリアフリー啓発広報紙「ここフリ」の発行	共生社会推進課
				市民に聴覚障がい者及び手話に対する理解や手話の普及促進を図るとともに、ヘルプマークの普及啓発等を通じて心のバリアフリーを育みます。 ・手話通訳者の配置、派遣 ・手話出前講座の実施 ・ヘルプマークの普及	○手話に対する理解や普及促進を図るとともにヘルプマークの普及啓発を行った。 ・手話通訳者派遣 派遣回数:750回 ・手話出前講座 開催数:28回 参加者数:915人 ・ヘルプマーク普及啓発 配布数:602個 ・ヘルプカード配布数:262個 ▲コロナ禍においても、より多くの方への普及を図るため、より効果的な方法について検討を行う。	より多くの方に対して、手話の普及促進やヘルプマークの普及啓発を行うために、事業のさらなる周知を行う。	障がい福祉課
				ユニバーサルデザインを取り入れた道路や施設のバリアフリー化に努め、安全で安心して利用できる身近な生活環境づくりを推進します。 ・高齢者住宅改修助成事業 ・点字ブロック整備	○令和5年度実績数（助成） 4件 708,000円 ○令和5年度実績数（整備） 5件 63,428,600円 ▲中心市街地の視覚誘導標示を整備し、障がい者の誰もが安全に移動できるよう安全性を総合的に向上させる。	・高齢者住宅改修助成事業：事業廃止 ・中心市街地の誘導標示がない路線があることから、バリアフリー化を促進する。	長寿福祉課・道路保全課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）	
Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	3 多様性尊重の推進		(1) 人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発					
			① バリアフリーの推進	バリアフリーのまちづくりの基本的な方針を定めるバリアフリーマスタープランを策定し、官民が一体となって「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。	○令和4年度に策定したバリアフリー基本構想に位置付けた特定事業に対し、各事業者の実施状況の進捗管理を行った。 ○交通政策課のその他の特定事業である、公共サインガイドラインを作成するため委員の方を中心にまち歩き点検を実施し、問題点を共有した。	・各事業者に対し、特定事業の進捗管理を行う。 ・飯坂、土湯、高湯温泉地について宿泊施設におけるおもてなし勉強会を開催し、心のバリアフリーの啓発を図る。	共生社会推進課・交通政策課	
			(2) 性の多様性に関する理解促進					
			① 性の多様性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄を見直します。	○国や他自治体の性別欄見直しの動きについて、情報の収集に努めた。	引き続き、国・他自治体の動向を確認し、他課との連携を図りながら、各種申請書等の性別欄のあり方について検討する。	総務課・男女共同参画センター	
				市職員への研修を実施します。	○令和5年度採用職員向け研修（10月）を実施した。 科目：多様な性について考える 講師：市男女共同参画センター職員 ○市主催「人権と平和展」において開催した性の多様性をテーマとする講演会へ職員の参加を呼びかけた。	市職員が性の多様性について正しい理解のもと、適切な対応ができるよう、令和5年度同様に研修を企画し、実施する。	人事課・男女共同参画センター	
			② 性の多様性についての理解を深めるための啓発活動の実施	理解を深めるためのセミナーや講座を開催します。	○人権と平和展講演会「多様な性のあり方」を開催した。 ・対象：市民 開催：1回 参加者：58人	性の多様性に対する理解促進のため、引き続き講演会や講座、情報提供を行う。	男女共同参画センター	
				学校等での人権尊重教育（性の多様性を含めた）に努めます。	○市内7つの中学校で専門医を講師に迎え、「性教育出前授業」を実施した。 ○性暴力・性被害防止に係る各通知の内容及びリーフレット活用について周知徹底を図り、人権尊重のための意識啓発に努めた。 ○「いじめ」「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題に対して、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間と関連を図り、共通理解のもと指導する学校が増えた。	引き続き、「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題や子どもたちのニーズに応じ、全教職員が人権尊重の理念を共有して指導する。学校での指導内容等について、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の学習や生徒指導との関連を図りながら、全教職員が共通理解のもと指導する。	学校教育課	
			(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援					
			① 外国人等への日本語教育の充実	在住外国人や海外にルーツを持つ児童生徒に対して、日本語習得のための支援を行います。	○外国の子どもサポーター派遣事業により、外国にルーツを持つ児童生徒及びその保護者への日本語支援及び学校との間の通訳支援を行うボランティアを派遣した。 ・サポート実績 延べ7人 231時間 ○地域日本語教室活用支援事業により、地域のボランティア日本語教室で使用する教材の購入費用を補助した。 ・交付実績：3教室 計113,140円	・教員免許を持つ日本語指導コーディネーターによる日本語指導 ・多文化共生センター「Yuiverse」での日本語教室	学校教育課・定住交流課	
			② 外国人等へのコミュニティづくり等の支援	在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化を支援します。	○結・ゆい・フェスタ2023開催 ・来場者:延べ12,000人 ・国際交流団体・外国人コミュニティ 41団体 ・協賛企業 16社 ○多文化共生センター「Yuiverse」の開設 ○福島市国際交流協会 多文化共生推進団体助成事業 ・助成実績：5団体 計357,706円	・結・ゆい・フェスタの開催 ・多文化共生推進指針団体助成事業 ・多文化共生センターの運営 ・外国人コミュニティ等関係団体と連携したイベント等の実施	定住交流課	

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり							
			3 多様性尊重の推進				
			(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援				
			③ 外国人等への情報の多言語化の推進	行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。	○外国人生活相談窓口において、多言語で相談対応するとともに、行政手続きのサポートを行った。 ・相談件数 383件 ○外国人向け生活ガイドブック「KORANSHO GUIDE」や多言語パンフレット等を配布した。また、オンラインによる相談も行った。 ○福島市国際交流協会のFacebook、Instagramでやさしい日本語、英語を使った情報発信を行った。 ・Facebook 96件/閲覧数20,038 ・Instagram 312件（ストーリーズ含む）/閲覧数54,939	・外国人生活相談窓口の実施（定住交流課内のCIRとの連携による多言語対応） ・Facebook、Instagramによる外国人住民向け情報発信	定住交流課
			④ ひとり親家庭支援事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	○ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成し、ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図った。 延べ助成件数 11,974件 助成額 33,341千円 ▲ホームページや市政だより等により制度の周知を図るとともに、市民課総合窓口や各支所・出張所、こども政策課等関係機関との連携を強化すること。	ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行うことにより、健康保持と福祉の増進を図る。この制度について、ホームページや市政だより等の周知及び関係機関等との連携を強化する。	共生社会推進課
				ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	○下記内容で支給を行った。 対象：①児童を監護する母 ②児童を監護し生計を同じくする父 ③父母に代わって児童を養育する人 受給者数：1,641人（R6.3.31現在） 定例払：3月・5月・7月・9月・11月・1月の年6回、各月の11日に支給月の前月分までの月（2か月分）を支給 ○法令に則り支給することで、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進が図られた。	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当を支給し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	こども政策課
				ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	○ひとり親家庭の子の進学に伴う入学金や授業料など多額の経費支出に対し、貸付申請を受理し、下記のとおり貸付を決定した。 新規母子福祉資金貸付件数・・・修学資金2件、就学支度資金2件、転宅資金1件	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図る。	こども家庭課
				ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	○自立支援教育訓練給付金（令和5年度5件）ひとり親家庭の母等の資格取得のための講座受講費用の給付を実施した。 ○高等職業訓練促進給付金（令和5年度6件）ひとり親家庭の母等の資格取得のための養成機関に修業している間の生活の安定のために給付を実施した。	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。	こども家庭課
				支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施します。	○令和5年度 新規入所 2世帯8人 ○令和5年度 自立支援計画進捗状況管理面談 2回 母子家庭の抱える問題点を明確化し、目標を達成するために支援計画を作成し、将来母子での自立した生活を行うため、家計改善、母子関係の構築、生活相談・健康相談全般の助言を行った。	支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施する。	こども家庭課

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和5年度の実績・課題	令和6年度の取組内容	所管課（組織順）	
IV	人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	3	多様性尊重の推進	(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援				
				⑤ 困難を抱える世帯への求職活動支援	病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として、生活相談支援窓口とハローワークと一緒に求職活動を支援します。	○生活福祉課の就労支援員によるケースワーカーへの同行訪問を新たに開始し、求職活動支援を強化した。 R4:実績なし → R5:15件	令和5年度より開始した就労支援員による同行訪問を継続し、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行う。	生活福祉課
					児童扶養手当を受給している方や病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として生活相談支援窓口とハローワークと一緒に求職活動を支援します。	○生活相談内容を早期に就労支援員と情報共有するとともに、就労支援窓口にタブレット端末を新たに設置し、相談者への情報提供を強化した。	ハローワーク窓口職員と就労支援員が連携し、相談者の状況に合わせた求人情報の提供等を行い、求職活動を支援する。	生活福祉課